

2022年（令和4年）3月25日

（別紙）大阪府内40市町村長及び議会議長 殿

大阪弁護士会  
会 長 田 中 宏

大阪府下のすべての市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を求める要望書

## 1 大阪府内における現状

大阪府内の市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されているのは、現時点で大阪市、堺市及び摂津市のみであり、現状では大阪府内の約7%の市町村でしか条例が制定されていません。

平成31年4月1日に大阪府の犯罪被害者等支援条例が施行され、府の取り組みとして犯罪被害者等の支援を行うことが明記されたことは、自治体による犯罪被害者支援等を目的とする取り組みとして、総論としては歓迎すべきです。

他方で、同じ近畿圏内の府県では、例えば京都府及び奈良県は全市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されており、また兵庫県においてもほぼ全ての市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されています。

それゆえ、他の地方自治体における制定状況と比較すれば、上記のような大阪府内における市町村レベルでの犯罪被害者支援条例の制定状況については、遅れていると指摘せざるをえません。

## 2 必要性及び法令上の根拠

犯罪被害者等は、事件直後から、犯罪行為による直接の身体的被害および精神的被害に留まらず、様々な経済的、社会的負担を抱えます。これは医療費の自己負担、休業損害だけではなく、加害者との接触を避けるための転居費用、一時入居の住居費等の特別な支出や、未経験のマスコミへの取材対応、心身の故障による家事、育児、介護等の負担増など、日常生活への広範な影響をも含み、枚挙に暇がありません。

このような事情を踏まえると、常日頃から住居、医療、育児、介護分野を含む各種行政サービスを直接住民に提供する市町村こそが、犯罪被害に遭った住民が頼る最も身近な組織として、被害者支援において果たすべき役割は大きいといえます。

しかしながら、上記の大阪府内の現状を鑑みれば、市町村において犯罪被害者の抱える様々な負担を取り除く役割を果たすための法的枠組みが必ずしも整備されているとは言い難い状況です。

この点、犯罪被害者等基本法は第3条1項において「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」との

基本理念を示すとともに、第5条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として、市町村を含む地方公共団体による犯罪被害者等のための施策の推進の責務を定めています。

その上で、令和3年3月に策定された第4次犯罪被害者等基本計画においては、その「重点課題に関する具体的施策」として、地方自治体における「犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定」のための政策が掲げられています。

のみならず、大阪府の犯罪被害者等支援条例においても、第3条第4項において「犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。」と市町村レベルの具体的な支援が必要であることを明記しています。

そして、具体的支援の法的根拠を明らかとし、市町村による支援の継続性・永続性を担保するためには、犯罪被害者等支援に特化した条例が必要であり、これによって支援にあたる行政職員や地域住民の意識向上にもつながります。

このように、立法政策上も、市町村における犯罪被害者支援およびこれを具体化する法的枠組みとしての条例制定が要求されているのです。

また、上記のような一部の府民にしか条例に基づく犯罪被害者等支援が整備されていない現状は、被害者が居住する地域によって市町村による支援の有無が決まるといふ不公平な状態を生じさせるものであり、いつ、どこで被害に遭うかわからないという犯罪被害者等の性質を併せて考慮すれば、早急にすべての市町村において犯罪被害者支援条例を制定する必要性は高いといえます。

なお、令和3年12月17日に大阪市北区で発生した放火殺人事件においては、様々な居住地に住む多数の被害者が生じたことにより、被害者の居住地という偶発的な事情によって、同じ被害に遭いながら自治体による支援を全く受けられない被害者が発生する事態が顕在化しています。

それゆえ、市町村レベルにおける犯罪被害者等支援条例の早期の制定は、最優先の課題として取り上げられるべき施策です。

### 3 具体的な支援内容について

具体的な犯罪被害者等に対する支援内容は各自治体において十分な検討と議論がなされるべきですが、他の近畿圏内の自治体の条例において規定されている支援内容を現状の犯罪被害者支援に対する標準的かつ基本的な支援として十分に参考とすべきであり、具体的には、犯罪被害直後に喫緊の課題となる医療・福祉サービスの提供、居住環境の整備、日常生活支援及び相談体制の整備、雇用の安定、見舞金の支給は基本的な施策として条例に組み込まれるべきです。

また、国による犯罪被害者等給付金制度が、受給要件が厳しい上に支給金額も低額であることからすると、用途を限定しない給付金の支給は、犯罪被害者が、被害直後、具体的な支援策の可否を考える大前提として、まず生活を安定させることが急務であることに鑑みて、支援条例の中心的な制度として位置づけられるべきと考えます。

この点、犯罪被害者等支援において先行する兵庫県明石市においては、「あかし被害者基金条例」（令和2年4月施行）という独自の財政的裏付けを基に、具体的な支援サービスに応じた各給付金の支給をはじめとするきめ細やかな各種支援を行っており、大いに参考にすべきです。

#### 4 結語

以上のとおり、大阪弁護士会としては、大阪府下の全ての市町村に犯罪被害者等支援条例が制定されることを要望致します。

以上

(別紙)

東大阪市長	野田義和	殿	同市議会議長	木村芳浩	殿
豊中市長	長内繁樹	殿	同市議会議長	大野妙子	殿
枚方市長	伏見隆	殿	同市議会議長	有山正信	殿
吹田市長	後藤圭二	殿	同市議会議長	石川勝	殿
高槻市長	濱田剛史	殿	同市議会議長	吉田忠則	殿
茨木市長	福岡洋一	殿	同市議会議長	大野幾子	殿
八尾市長	大松桂右	殿	同市議会議長	奥田信宏	殿
寝屋川市長	広瀬慶輔	殿	同市議会議長	池添義春	殿
岸和田市長	永野耕平	殿	同市議会議長	桑原佳一	殿
和泉市長	辻宏康	殿	同市議会議長	森久往	殿
守口市長	西端勝樹	殿	同市議会議長	福西寿光	殿
箕面市長	上島一彦	殿	同市議会議長	川上加津子	殿
大東市長	東坂浩一	殿	同市議会議長	北村哲夫	殿
門真市長	宮本一孝	殿	同市議会議長	五味聖二	殿
松原市長	澤井宏文	殿	同市議会議長	池内秀仁	殿
富田林市長	吉村善美	殿	同市議会議長	京谷精久	殿
羽曳野市長	山入端創	殿	同市議会議長	花川雅昭	殿
池田市長	瀧澤智子	殿	同市議会議長	前田敏	殿
河内長野市長	島田智明	殿	同市議会議長	堀川和彦	殿
泉佐野市長	千代松大耕	殿	同市議会議長	向江英雄	殿
貝塚市長	酒井了	殿	同市議会議長	谷口美保子	殿
交野市長	黒田実	殿	同市議会議長	野口陽輔	殿
泉大津市長	南出賢一	殿	同市議会議長	丸谷正八郎	殿
柏原市長	富宅正浩	殿	同市議会議長	山下亜緯子	殿
藤井寺市長	岡田一樹	殿	同市議会議長	岡本光	殿
泉南市長	竹中勇人	殿	同市議会議長	田畑仁	殿
大阪狭山市長	古川照人	殿	同市議会議長	鳥山健	殿
高石市長	阪口伸六	殿	同市議会議長	清水明治	殿
四條畷市長	東修平	殿	同市議会議長	吉田裕彦	殿
阪南市長	水野謙二	殿	同市議会議長	岩室敏和	殿
熊取町長	藤原敏司	殿	同町議会議長	二見裕子	殿
島本町長	山田紘平	殿	同町議会議長	東田正樹	殿
豊能町長	塩川恒敏	殿	同町議会議長	管野英美子	殿
忠岡町長	杉原健士	殿	同町議会議長	和田善臣	殿
河南町長	森田昌吾	殿	同町議会議長	浅岡正広	殿
岬町長	田代堯	殿	同町議会議長	道工晴久	殿
太子町長	田中祐二	殿	同町議会議長	辻本馨	殿
能勢町長	上森一成	殿	同町議会議長	西河巧	殿
田尻町長	栗山美政	殿	同町議会議長	中川達夫	殿
千早赤阪村長	南本斎	殿	同村議会議長	千福清英	殿